

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様
厚生労働省医政局長 大谷 泰夫 様

2012年6月7日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

「療養病床等に関する経過措置の適用に係る届出」義務付けの撤回を求める要望書

前略 国民医療確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、看護4：1＋看護補助4：1未満の療養病床について、「療養病床等に関する経過措置の適用に係る届出」を都道府県知事等に2012年6月30日までに届け出た場合に限って、2018年3月31日まで人員設備等要件の緩和が適用される扱いとされました。

これでは、介護療養病床も看護4：1＋看護補助4：1未満の医療療養病床も、2012年6月30日までに都道府県知事等に届出を行わなくては、介護療養病床又は医療療養病床として存在しなくなることになりますが、このことはあまり周知されていません。

また、現在看護4：1＋看護補助4：1を満たしている医療機関が看護職員等の退職などのために2012年7月1日以降に看護4：1＋看護補助4：1を満たせなくなった場合の取扱いは示されていません。

そもそも、この経過措置を受けるために届出をさせなくてはならない意味がどこにあるのでしょうか。むしろ、届出漏れ等が生じる危険性が大変高いと言えます。

仮に届出漏れが生じた場合に、それを医療機関の責任にだけできるのでしょうか。どうしても届出を義務付けるのであれば、対象となる個々の医療機関に対して厚生労働省が責任を持って届出の方法などについて懇切丁寧に説明を行い、届出漏れが1件も出ないようにすべきです。

しかし、厚生労働省がこうした対応を図ることは困難であると推察します。したがって、早急に次の対応を取られるよう、強く要求します。

記

- 一．経過措置を受けるための届出については、不要としてください。
- 一．どうしても届出を義務付けるのであれば、
 - ① 対象となる個々の医療機関に対して厚生労働省が責任を持って届出の方法などについて懇切丁寧に説明を行い、届出漏れが1件も出ないようにしてください。
 - ② 現在看護4：1＋看護補助4：1を満たしている医療機関が、看護職員等の退職などのために2012年7月1日以降に看護4：1＋看護補助4：1を満たせなくなった場合にも経過措置が適用されよう取扱いを明示してください。
- 一．療養病床をめぐる状況や医療機関の要望をしっかりと把握してください。